

地域主権推進の工程表に関する意見 ―地域主権戦略会議の発足に当たって―

地域主権戦略会議が発足し、地方分権を政治のリーダーシップの下で進められるとの方針に対し、我々地方六団体としても大いに協力し、新たな制度を実現するとともに、これに基づき各自治体が切磋琢磨することにより、活力ある日本を作っていくことが重要であると考えております。

地域主権の推進の工程表に盛り込むべき事項について、現時点での当方の意見を次のとおり申し述べます。

- 1 直轄負担金の廃止と出先機関の原則廃止、義務付け・枠付けの見直しと地方税財源の充実のように、地域主権に関わる各種のテーマは相互に関連するものであることから、これらを総合的に含んだ工程表を早期に策定し、地方も含めた関係者の共通認識の下、強力に進めるべきである。
- 2 地域主権が確立されるためには、地方が自由に使える税財源の充実が極めて重要であり、この点を必ず盛り込む必要がある。その際、地方交付税の復元・増額及び法定率の引上げ、地方税の税源の偏在是正への道筋等、具体的なテーマについて、年次ごとの目標を設定し、推進することとすべきである。
- 3 「地域主権戦略会議」を法的に位置付けるに当たっては、単なる会議の「設置法」では無く、地域主権なり地方分権推進の基本理念を明記した「推進基本法」とすべきである。
- 4 義務付け・枠付けの見直しに関し、本年4月に当時の民主党ネクストキャビネットが了承した党分権調査会報告は、地方分権改革推進委員会の第2次勧告の内容は「(実現すべき)最低限度のもの」と述べている。その後の勧告も含め地方分権改革推進委員会が示した貴重な成果を生かし、工程表では累次の勧告で示された全項目についての見直しの実現に向け取り組む意志とそのための工程を明確に示すべきである。
- 5 地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された基礎自治体への権限移譲や重点行政分野の見直しについても、工程を示し、見直しに取り組むべきである。なお、その際には、権限移譲等に伴う財源の移譲についても一体的に行うことを明確にすべきである。
- 6 出先機関の見直しに関しては、マニフェストにも掲げられたとおり「国の出先機関は原則廃止する」との基本姿勢を明確にすべきである。
- 7 これまでわが国の発展を支えてきた地方の疲弊に思いを致し、地域振興による地域間格差解消の道筋を示すべきである。
- 8 なお、道州制の取扱いについては、地方六団体の間でも未だ慎重な意見も強く、まずは、上記の項目について重点的に取り組むべきである。

平成21年12月14日

地方六団体

全 国 知 事 会 会 長	麻 生 渡
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会 会 長	金 子 万 寿 夫
全 国 市 長 会 会 長	森 民 夫
全 国 市 議 会 議 長 会 会 長	五 本 幸 正
全 国 町 村 会 会 長	山 本 文 男
全 国 町 村 議 会 議 長 会 会 長	野 村 弘